

平成 23 年度 弁理士の日 記念講演会「知財活用の最前線」【講演 2】

# 技術標準における知財

## －企業における取組み事例－

パナソニック株式会社 IPR オペレーションカンパニー  
ライセンスセンター 技監

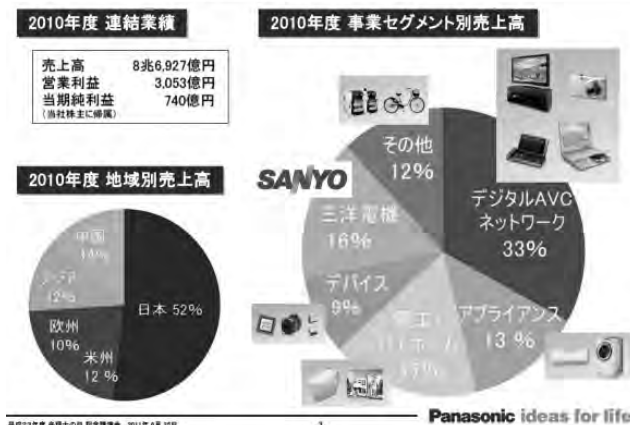
福岡 則子

### 1. はじめに

福岡： 本日は、企業における取組み事例ということで、標準化に関わる取組み事例を紹介させていただきます。

### 2. パナソニックの紹介

#### パナソニックグループの事業構造



まず最初に、当社の概要を紹介させていただきます。パナソニックという会社名についてはご存知かと思いますが、改めてどんなことをやっている会社かということで、簡単に企業の売上規模等をご紹介します。

昨日、株主総会がございまして、2010年度の成果等を大坪社長から報告いたしました。売上は8兆7千億弱となっております。製品は、皆様のお目にとまります、テレビや“DIGA”，PC、洗濯機、エアコン等に加えまして、自転車や製造装置というようなものも販売しております。また、三洋が100%子会社になったことで、事業の規模が徐々に拡大しております。今後は、環境、エネルギーマネジメント、メディカルのほうに事業分野を拡げていこうとしています。

販売はグローバルに行っていますが、まだまだ日本が52%で半分以上です。アジアを中心に欧米諸国など海外売上が55%となるように、2012年に向かって頑張っているというのが現在のパナソニックの姿で

す。

**創業の原点は知的財産**

**創業当初から、知的財産活動を重視しながら事業拡大**

- 知財取得**
  - 1916年 実用新案第1号「松下ソケット」を出願
  - 1917年 登録実用新案「第42129号」を取得
- 創業**
  - 1918年 「松下電気器具製作所」を設立創業 (大正7年)
  - 「アタッチメントプラグ」を製造販売
- 強化発展**
  - 1948年 「発明考案取り扱い規程」制定・施行 出願報償／登録報償 開始
  - 1958年 米国特許取得第1号 (第285309号)
  - 1974年 国内特許／実新権利所有トップに
  - 1980年 グローバル権利所有1万件突破

創業者の知的財産権取得数 (特許・実用新案・意匠・登録)

20代	7件	自転車用ランプ
30代	97件	電灯ケース
40代	11件	乾電池
50代	2件	電熱器
		電球内面
		つや消し装置
		蓄電池
		...

松下幸之助 弁理士の日 記念講演会 2011年 8月 28日

Panasonic ideas for life

パナソニックの創業について、特に知財の観点からご紹介させていただきます。創業者の松下幸之助は経営の神様と紹介されますが、彼が創業したときには、アントレプレナー、今のベンチャー企業の皆さんと同じように、自分の発明に対して強い思い入れと自信を持って、これは良いものだと考えていたようです。というのは、創業する前に自分のアイデアを出願していたところからわかります。当時勤めておりました会社の上司に何度提案をしても採用されない。でもこれは絶対に良いものだとということで、自分自身で出願の手続を勉強しまして、自らの手で出願をしたというのが最初の実用新案です。これは登録になりました。費用もかかるのに、なぜ出願までしたのだろうかと思いました。创业者は、やはり自分として良いものであると確信したのと同時に、出願をすることで発明内容が公開になる。そうすると、このアイデアが面白いと思って一緒にやりましょうと言ってくれる人が集まるんじゃないかという思いがあったようです。その後、自身の身体が弱いということもありまして、このまま会社に勤めていては将来難しい、自分で起業しようということで、23歳のときに起業いたしました。

最初に思いを込めて生産した「松下ソケット」という製品は、残念ながらあまり売れませんでした。一

般家庭で使われる「アタッチメントプラグ」が爆発的に売れて、その後、現在のように拡大して行きました。その後も知財への思い入れが強く、大企業となった後でも、来客等がありますと、当時本社構内にありました特許部の中にお客様をご案内して、「これらが私たちが取った特許権です」ということをご説明されたと聞いております。ということで、国内外の特許出願を積極的に行っているというのが、弊社の伝統的な姿になりました。

さらに、第二の創業という時代がございました。2002年、現会長の中村が社長をやっておりましたときに、パナソニック、当時の松下電器は経営危機に陥りまして、大胆な構造改革をやっています。経営理念以外はすべて破壊する、聖域はないということで、「破壊と創造」をスローガンに、本当に徹底的な改革がなされました。

### 知財立社を目指して

#### 第二の創業にあたり、従業員に対して「知財立社」を宣言

その改革の中で、これは創業者による創業に次ぐ新たな創業、すなわち第二の創業になるという思いを込めて、当時の中村社長は、「知財立社」でやっていくんだという熱い思いを宣言しています。「知財の確保は今後の企業の生命線であり、まさに『知財なくして事業なし』です」と宣言されています。我々知財を担当する者として、大変身の引き締まる思いがしたのを覚えています。

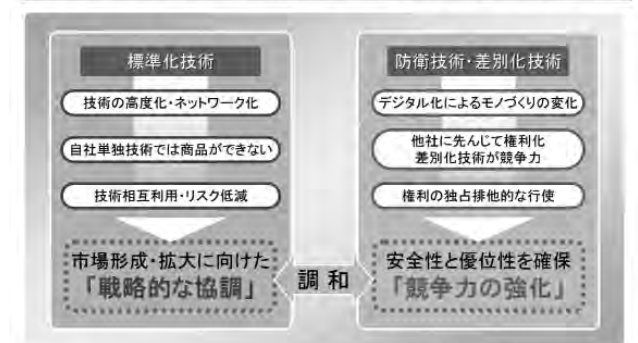
弊社には「知的財産基本規程」というものがございまして、弊社における知財活動の目的をその中で謳っております。知財の目的は事業の優位性と安全の確保であり、知財立社実現に向けて、三位一体で推進していきます、ということ掲げております。

この三位一体の知財戦略を支えていく「知財資産」とは、市場を形成していく標準化知財、そして事業の安定性をもたらす他社と対抗するための知財資産、さ

らには自社の技術を守るための防衛知財、そして競争で優位性を確保するために自分たちの差別化の技術を守るための知財、また公開せずにブラックボックスで持っておきましょうというノウハウ。これらの「知財資産」というものを活用して、多様な戦略を考えていくことを基本として進めております。

### 3. 協調と競争の知財戦略

#### 事業戦略を見据えた「協調」と「競争」のバランス 最適なオープン・クローズド戦略で市場拡大と収益確保を両立



© 2011 Panasonic Intellectual Property Management Center, Inc. All rights reserved. Panasonic ideas for life

そこで、どのような知財戦略かということですが、「協調」と「競争」という大きなコンセプトで進めております。事業の戦略を見据えて、知財の戦略は「協調」と「競争」のバランスを考えて推進しています。これはオープン・クローズド戦略と言いますが、技術をオープンにして標準化を行っていくという、新たな市場形成・拡大に向けた戦略的な協調の部分と、一方で自分たちの優位性、他社と競争していくということで、安全性と優位性を確保するための差別化、防衛技術。この2つのオープンとクローズ、「協調」と「競争」というものを、それぞれの事業の分野に合わせてバランスよくやっていきたいと思います。これは言うのは簡単ですが、やるのはなかなか大変です。

本日はこの中で、特にオープンの部分、標準化の部分についてどのようにやっていくかということを中心にお話をさせていただきます。

当社の製品の中で、標準化の技術はどの程度使われているのか、わかりやすい例として、“DIGA”を紹介します。光ディスク関係の標準、BD-LIVE, BDXL等のBlu-ray™関係の標準、DVDやCDそしてSDというメディア、さらにはカメラ関係、AVCHD、それにインターネットと繋ぐためのJava、通信で使うWi-Fi、録画などのG-GUIDE、音声のDOLBY、DTS



というふうに、いろいろな標準が使われております。



このような標準を使うことによって、例えば、携帯電話の中での画像をSDで交換ができる、“愛情サイズ”のムービーで撮った映像や“LUMIX”のカメラで撮ったものをPCの中で編集して、それを“VIERA”のテレビで見て、さらに“DIGA”でBlu-rayに記録して、アーカイブで残していく。このように繋ぐという形で、我々の商品にリンクとシナジー効果を持たせて、より使いやすい、皆様に対して利便性や新しい使い方を提案していくことに使っております。

標準化をなぜするかということですが、先ほどお見せしましたのは、弊社の製品の中でいろいろなものを繋いでいくということですが、弊社の製品だけではなく、Blu-ray™規格であれば、シャープ様、ソニー様の製品との間でも互換ができます。そのようにいろいろな商品と繋いでいけるというリンクのメリットがあります。さらに標準化をすることによるメリットというものがございます。

まず、皆様も想定されるのは、多くの会社がいろいろ関係するということで、1つの会社がやっているよりも技術開発が効率化するのではないかと。1社の中で自分たちがディスクからコンテンツ、プレイヤー、レコーダー、そして通信まですべて揃えるというのは大変になってきます。それをそれぞれの会社の持っている技術を持ち寄ってやることで、短期間で、開発投資も少なく、規格が作れるというメリットがあります。

さらには、多くの会社が水平分業しやすくなります。技術内容を公開していくことによって、半導体からソフトウェア、コンポーネント、主要部品というようなものがいろいろな会社で作れるということは、サプライヤーが増え競争によって品質が向上し、価格が低

**技術標準化のメリット**

<p><b>技術開発の効率化</b></p> <p>協力してより良い技術を選択し、高度化している技術開発の効率化</p>	<p><b>迅速な市場形成/拡大</b></p> <p>参入が容易、品質・互換性が向上 迅速に市場形成され、競争で早期拡大</p>
<p><b>部品調達が多様化</b></p> <p>世界規模の水平分業体制が構築 競争により品質向上・価格低下</p>	<p><b>ユーザーの利便性向上</b></p> <p>異なるメーカーの機器/サービス間で コンテンツの相互利用が可能</p>

平成23年度 月曜日の日 記念講演会, 2011年 4月 24日

Panasonic ideas for life

下していくという、ビジネスにとっては調達の多様化ができます。

そして、多くの会社が一齐に新規の製品を作るということで、市場が迅速に形成されます。いろんな会社がいっぱい宣伝をしていただくことによって、消費者の目に映る頻度も多くなります。ということで、消費者に対してもアピール効果がありますし、市場も日本だけではなく世界中が同時に立ち上がるというようなことが可能になってきます。

消費者の皆様にとっては、同じ会社の製品でないと使えないというのではなくて、いろんな会社のプレイヤー、レコーダーとディスクとコンテンツが相互に使えるという利便性があります。アメリカにいる息子さん夫婦が日本にいるご両親に映像を撮って送るときに、BDのディスクを送っていただければ、日本で再生することができるということです。

**技術標準化の課題**

<p><b>標準化技術による差別化は困難</b></p> <p>他社も同じものを作るため、標準化技術は競争力の源泉にならない</p>	<p><b>粗悪品が登場しやすい</b></p> <p>互換性に問題がある粗悪品の登場で市場に悪影響</p>
<p><b>価格競争に陥りやすい</b></p> <p>後発参入が容易で、価格競争に陥りやすい。先行者利益が小さい</p>	<p><b>別技術への切り替えにハードル</b></p> <p>普及した技術を変えることは困難 製品は複数規格の搭載でコスト高</p>

平成23年度 月曜日の日 記念講演会, 2011年 4月 25日

Panasonic ideas for life

ただ、標準化していく場合にやはりいくつかの課題があります。標準化でどの会社も同じようなものが作れるということになりますと、会社としては競争力の源泉にはなりません。そこが1つの課題となります。

同じような製品の場合どこに競争ポイントが移るか

という、価格競争になってしまうということです。規格製品は価格競争に陥りやすいということになります。

消費者の皆様がより安いものを追求されると、どうしても価格を優先して粗悪品が出て行ってしまう。せっかく多くの会社が力を出し合って市場を立ち上げて、良いものにしようとしたことに対して、後発で安く悪いものが出て、その技術・商品のイメージをダウンさせてしまうということが起こってしまいます。

また、標準として普及していきますと、過去の遺産と言いますか、メディアとかコンテンツといういろいろな資産が蓄積されます。蓄積された資産を活用したいということで、次に新しい規格が出て、やはり過去の規格の互換性を保とうとする形になってしまう。商品としては徐々に累積化していってしまうということになります。

### 技術標準化の知的財産権を巡る課題



知財の観点からどのような課題があるかということですが、必須特許権者には大変強い交渉力があります。必須特許というのは、その規格を実施する際に侵害を回避することができない、規格を実装しようとしたら使わざるを得ないような特許のことです。そうすると、その必須特許は規格を使う際には回避できませんので、規格を使うか使わないかということの大きな判断基準になります。

一旦規格を搭載してしまいますと、その技術をもう一度変えてしまうということは難しくなります。したがって、技術を変えることによるコストを考えたときに、ライセンスを取らざるを得ない、ロックイン状態になってしまうということです。必須特許1つで、その規格全体を差し止めることが可能になってしまいます。ということで、規格必須特許についての取り扱いというのは、企業においては大変神経質にならざるを得ない問題になっています。

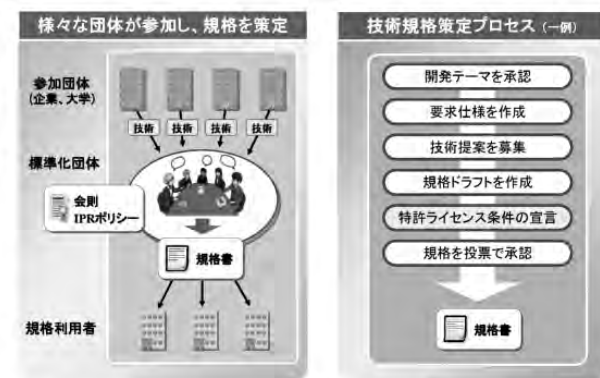
得ない問題になっています。

過去に、特許の待ち伏せという形で問題になったケースもあります。規格の議論をしているときには、必須特許があるというようなことを公開せずに、規格として採用されたあとに特許ライセンスを要求してきた。それも高額の特許ライセンスを要求してきたということで問題になった例があります。RambusのRAMメモリというのは皆さんよくご存知かと思いますが。

このような問題を避けるために標準化団体は何もしないのかということそうではなくて、RANDの宣言を要求しています。RANDというのは、Reasonable And Non-Discriminatory という意味です。「合理的かつ非差別的にライセンスをします」という宣言をしてください、というような取組みを通常はされます。合理的な条件でライセンスをするという宣言を取ること、規格の安全性を確保しようということですが、合理的な条件というのはどれぐらいの条件なのかということが、実際に商品が出たあとに問題になってきます。

## 4. 標準化団体での取組み事例

### 標準化団体とは？



ここまでは全体的に標準化に関わるメリットと課題をお話ししましたが、次に具体的に標準化団体に関して、弊社がどのような取組みをしてきたかということ、代表例を使ってご紹介させていただきます。

まず最初に、標準化団体というのは何か。ご存知の方も多いかと思いますけれども、要するに新しい技術規格を作っていく、複数の会社が集まった団体です。いろいろな会社が技術を持ち寄りまして、その標準化団体の一定のルールに従って技術議論をし、最終規格とするかどうかということを検討して、策定した規格



を要望する企業に対して公開していく，というのが標準化団体です。

代表的な国際標準、地域/国家標準

対象地域	世界			米国	欧州	日本	
団体名	ISO	IEC	ITU	ANSI	ETSI	ARIB	
担当分野	電気、通信 以外			全般	電気、通信	放送、通信	
必須特許の通知	自他社問わず			自他社問わず	自他社問わず	自社のみ	
ライセンスの宣言	特許権者の 選択肢	<ul style="list-style-type: none"> <li>無償</li> <li>RAND</li> <li>非許諾</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>無償</li> <li>RAND</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>RAND</li> <li>非許諾</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無償</li> <li>RAND</li> <li>上記以外</li> </ul>
	提出する 特許情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>特許番号</li> <li>規格名、 該当箇所、 関係説明</li> <li>（非許諾宣言 の場合）</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>特許番号</li> <li>規格と特許の 関係説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特許番号</li> <li>規格名、 該当箇所、 関係説明</li> <li>特許ファミリー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特許番号</li> <li>規格名、 該当箇所、 関係説明</li> </ul>
互惠条件	選択可			（記載なし）	選択可	（記載なし）	
非許諾宣言 への対応	所定の手続き で対応			代替技術を 検討	所定の手続き で対応	規格化の 対象としない	

RAND = Reasonable And Non Discriminatory terms and conditions

Copyright © 2011 Panasonic Intellectual Property Management Co., Ltd. All rights reserved. Panasonic ideas for life

規格策定の一例ですけれども、最初にテーマを決めます。ビデオコーデックの新しい規格を作しましょうという、1つのテーマを出します。そのテーマに対して、どんな要求仕様をするのか、どれぐらいの圧縮率でやるのか、ビットレートはどうするかとか、いろいろな要求仕様というものを決めます。要求仕様が決まりましたら、その要求仕様を満足するための実際の技術提案をプロポーザル（提案）という形で募集します。応募された提案の中から、実際の効果、画質等を検証したうえで決定されます。最終的にはいくつかの提案をマージ（統合）する場合がありますし、提示された提案の中のどれかを採用するという場合もあります。そして規格ドラフトというものを作成します。ここでほぼ0.9バージョンというような規格ができますと、この規格に対して必須特許を持っていますかという問い合わせがなされます。必須特許を持っていると思う企業は、その必須特許の取り扱いについてRAND宣言をすとか、無償で公開しますとか、いやこれは許諾しませんというような、宣言を出します。最終的にその宣言の内容を見て、承認をしていって、その規格をリリースするという形が一例です。

デジュリ標準（de jure standard）と言いますのは、各企業などが自然発生的にボランティアに集まってできたものではなくて、国とか国際機関が作っている一定の標準化団体のことです。代表的な標準化団体として、世界規模のものについては、ISO, IEC, ITU というものがあります。アメリカにおいてはANSI, 欧州はETSI, 日本ではARIBというのが代表的なデジュリ規格策定の団体です。

特許についてどのような規定があるかということ

ですが、必須特許の通知の努力義務というのがどの団体でも要請されています。特に日本を除いては、自社特許だけではなくて他社が持っている特許で必須だと気づいたものについては通知をしてくださいということになっています。

先ほど言いましたライセンスの宣言の内容としては、無償かRANDか非許諾かというような選択があります。特に非許諾宣言をされる場合には、その特許番号と、その規格のどこに該当するのかということを出してくださいというふうに変化してきています。以前は、ただ単に許諾しませんとか許諾しますというだけで終わっていたところが、この頃はやはりそういう標準化関係の知財の問題が重要になってまいりまして、特に許諾しないという場合には、その特許番号および該当する部分を指定するということになっています。

互惠条件というのは、RANDとかフリーでライセンスしますよという場合に、それはライセンスする相手方も同じようにフリーである場合に限定するとか、もしくは相手方も合理的に交渉してくれるところに限定するという形で、一方的な宣言ではなくて、相手方も同じように条件を飲んでくれる会社であればというような条件になります。

必須特許を持っているのにライセンスしませんと宣言されるとそのような特許が存在する規格は承認されないというのが基本的なルールです。また、ある団体では、特定された必須特許についてRANDもしくはフリーの宣言がすべて確認されない場合には、もう一度委員会に差し戻すというような手続を取っているところもあります。最終的には委員会の中で、代替技術があるかどうか、もしくはこの規格化の提案をやめるかというような議論がなされます。

**パナソニックの技術標準化活動**

**世界の標準化 4千件以上**

- 国際標準 : ISO(2244), IEC(516), ITU(182)
- 地域・国家標準 : IEEE(400), ETSI(200), DVB(42)
- CEA, ARIB, TTC, ECMA等(各20~200)
- フォーラム標準 : BDA, SDA等(計200以上)

① 主導的に規格策定に参画 約40件  
例: Blu-ray Disc™

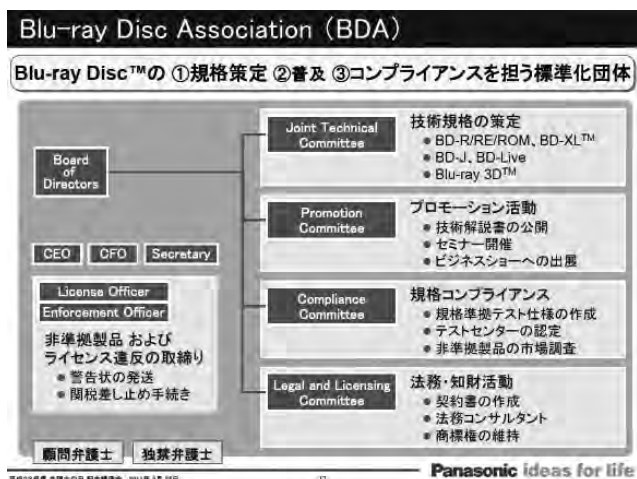
② オブザーバー等での参画による  
事業活動に影響する規格への対策  
例: 環境対応規格、試験方法

③ 将来の事業活動に備えて情報を収集  
標準化された規格を参照・準拠  
当事業に影響: 約700件

以降ではフォーラム標準の当社取り組みを紹介

Panasonic ideas for life

そのような標準化の中で、弊社がどのような活動をしているかということですが、大きく分類すると3つあります。弊社が主導的に規格策定に参画しているもの。もう1つはオブザーバー的に参加して事業活動に影響する規格があるかどうかをウォッチングし、あった場合にはそれに対策を打っていくというような取組み。最後は、出来上がった規格を採用していく、もしくは情報を収集するために参加するというような取組みの3つのフェーズに分けて活動しています。



次に、主導的に規格策定に参画している取組み事例をご紹介します。Blu-ray Disc Association (BDA) は、Blu-ray の規格を作っている団体です。弊社は、ソニー様、Philips 様と3社で Blu-ray 規格のコアとなる技術提案を共同開発致しまして、それを他社の皆様に呼びかけをして、Blu-ray という規格を立ち上げてきました。当初は3社だけの共同開発であったものから徐々に、Blu-ray Disc Founders という一定の会社だけの活動、現在では Association という形でどなたでも参加できるというような団体に拡大をしています。

BDA にはボードメンバーがありまして、ボードメンバーが最終議決機関となります。このボードメンバーの下にコアの活動となります技術規格の策定をする委員会、プロモーションをする委員会、出来上がった規格が本当に一定の品質テスト基準に合っているかということを確認するコンプライアンス委員会、最後にはライセンス関係や bylaws, この団体自体の規定などを作っていく Legal and Licensing 委員会というもので大きく構成されます。

さらに、BDA にはオフィサーがおりまして、License Officer はライセンス活動の窓口を、

Enforcement Officer はライセンスを取らずに違法にロゴを使ったり、不正な商品を出している会社の取り締まりを行っています。全体の活動としては、複数の企業が集まっているということで、独禁法の弁護士のサポートを受けて、さらには顧問弁護士を置いて活動をしています。

この中で知財の取組みとして、公正な競争環境を維持するために知財をどのように規定し活用してきたかという事例をご紹介します。



まず1つは、規格の必須特許のRAND規定です。RANDだけでは不十分ということで、独禁法等に配慮しつつ各社とも議論して、かなり白熱議論があったんですけども、BDAの bylaws の中に規定しております。BDAの活動に参加していただく方はすべてRANDが前提になります。リーズナブルなロイヤリティを非差別的に提供しますと、RANDの条件を受け入れていただくことが基本になっています。BDAを脱退された場合でも、脱退時点まで関与されていた規格内容についてはRANDの義務が継続するということになっています。

さらには、RANDのリーズナブルな条件というだけでは不明確なので、そこに何らかのベンチマークを入れたいということで、リーズナブルな条件についてメンバー間で議論 (dispute) が発生した場合は、光ディスク関係の2社間ライセンス条件やプールライセンス条件の料率を参酌しようという規定を入れています。


そして、ここは概念的なものですけれども、BDAのメンバーは必須特許の累積ロイヤリティ、自分が提供するロイヤリティだけではなくてメンバー全員が提供するライセンス条件を累積したロイヤリティ




条件が、結果として規格の普及を阻害しないように、各社努力しましょうということを入れています。

そして、BDAのメンバーではなく、BDAの規格だけをお使いいただくライセンシーの方々に対しても、同じようにRANDの条件というのを提示しております。BDの技術を使って事業をしていかれるということであれば、BDAメンバーと同じようにBDの規格に対してRANDを受け入れていただきたいということで、規格の普及に支援をしていただきたいという意味から、RANDを入れています。結果として、規格をお使いいただくライセンシー自身のリスクマネジメントにもなっているということで、さらには特許を第三者に譲渡された場合にも、RANDの義務を通知してくださいという通知義務を入れています。

### BDAの取組み：規格ロゴによる取締り強化

<p><b>規格ロゴの権利化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>図形だけではなく文字でも権利化</li> </ul>  <p>Blu-ray Disc™ Blu-ray™</p>	<p><b>テスト合格製品にロゴを許諾</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Format and Logo License契約でテストに合格した製品にのみロゴの使用を許諾（プレーヤー、ドライブ、ディスク）</li> </ul>
<p><b>ロゴの普通名称化の防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ロゴガイドラインを作成し、TMマーク表示を義務化</li> <li>これにより、規格が普及しても、ロゴが普通名称化することを防止</li> </ul>	<p><b>BDAの法人化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>BDAを規格書およびロゴの権利を所有できる法人化</li> <li>これにより、BDAとしてライセンス違反への権利行使を迅速に可能</li> </ul>



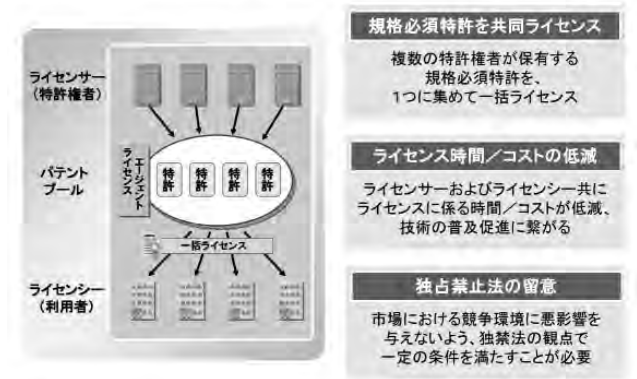
もう1つ、知財、特に標準化においてはロゴというものが大変重要な知財で、これを使って不正な商品の取締りを強化していこうと考え取り組んでいます。まず、ロゴを作る際には、将来の不正製品の取締りにロゴが重要であるという観点から、ロゴを図形だけではなく文字でも権利化しております。ロゴの普通名称化の防止のための、ロゴガイドラインというものをリリースしております。メンバー会社だけでなくライセンシーの方々、またこのロゴを使いたいと言ってくるメディアの方々にも、このガイドラインを公開して、是非こういう形で使ってくださいということで、普通名称化を防止しております。

そしてこのロゴを使えるのは、一定のコンプライアンステストに合致した商品だけですよということをライセンス契約で明記しております。さらには、そのロゴを迅速に権利行使していけるように、BDAを法人化致しまして、この法人がロゴを所有して、税関等の差止などにおいてBDAとして活動をしています。現

在アメリカを中心に積極的に不正製品の税関での差止等の活動をしております。

## 5. 規格必須特許ライセンスの取組み事例

### パテントプールの仕組み



平成23年度 弁護士の日 知財講演会 2011年 8月 23日 21 Panasonic ideas for life

次に、規格必須特許の取組みを紹介します。規格が出来上がりました、そして今のように不正な製品の取扱いということにも1つの仕組みを作っていました。そうすると、今度は必須特許のライセンスはどうするのかということです。現在、必須特許のライセンスで、リーズナブルな条件のベンチマークを作るために活用されているのはパテントプールです。

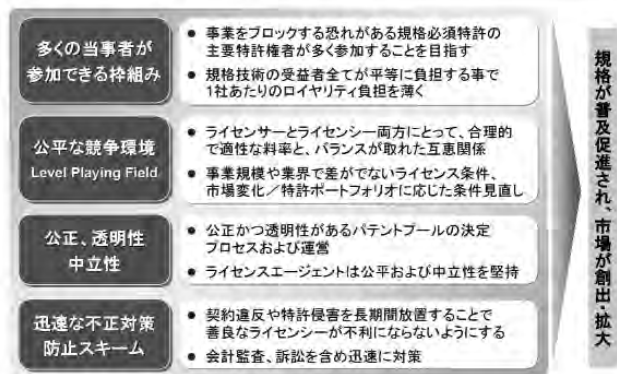
パテントプールというのは、複数の特許権者の特許をプールする、要するに溜めるという意味でプールライセンスという名前をつけています。プールされた特許は、ライセンスエージェントが管理をして、ライセンスを希望する会社、その規格を使っている会社の方々にライセンスを同じ条件でしていきます。ということで、リーズナブルで非差別的なライセンス条件のベンチマークとして活用できます。

これによってライセンサー、ライセンシーともに、ライセンスに関わる時間、コストが低減でき一括でライセンスを取れるということで、規格の普及を促進しております。ただ、独禁法にはよく気をつけて条件等を吟味する必要がありますので、必ず専門の弁護士のアドバイスを受けながらやることになっています。

当社はこのプールライセンスというものを、MPEG-2のビデオコーデックプールライセンス設立時から積極的に関与しています。

当社のプールライセンスを行うときの基本的な考え方は、まず多くの当事者が参加できるということです。特許権者もたくさん参加していただきたいし、また使用する方々もハードウェアメーカーだけではなく

## パナソニックのプールライセンス基本方針



Copyright © 2011 Panasonic Intellectual Property Management Co., Ltd. All rights reserved. Panasonic ideas for life

て、ソフトウェア、さらにコンテンツを提供されているところというふうに、その技術によって何らかの利益を受けていらっしゃる方々が広く公平に負担することで、1社あたりの負担というものをできるだけ軽減して、規格を普及させていこうということを考えています。

次には、公平な競争環境。これは標準化ということなので、皆さん同じようにお使いいただくために、公平な競争環境というものを作っていく。それはライセンサー、ライセンシー両方にとって合理的ということ、特許権者の利益というところが過度になっても、また使う側の利益が過度になってもいけない。このバランスが大変難しいところですが、そういう互恵関係というものを維持していきましょうということです。それから、大企業だけが得をするとか、一部の業界だけが得をするというのではなくて、できるだけ公平なライセンス条件にしていくということ。市場の変化とかポートフォリオの変化に応じて、条件を見直すということを考えますということです。

3つめに、公正、透明性、中立性ということで、複数の会社が集まってやることですので、特にこの点は重要になってきます。公正、透明性のあるパテントプールの決定のプロセスとか運営の方法、またそのライセンスを預かるエージェントは中立であるということ、より吟味しています。

そして、不正対策の防止スキームということで、契約違反とか契約を取らずに事業をしているというような不正な方を長期的に放置することで、善良なライセンシーが不利にならないように、このあたりは大変難しいですが、会計監査 (Audit) とか訴訟を含め、迅速に対応できるような対策というものを考えていきますということです。大きくはこの4つを基本的

な考え方として、個々のプログラムに参画をしてきています。

具体的にどういうふうになっているかということですが、例えば MPEG-2 のライセンサーは最初は7社1大学で始めました。これについては必須特許を持っている方はどなたでも参加できますよというふうに門戸を開いています。結果として、20社を超えるライセンサーが参加されました。

## MPEG-2 パテントプールライセンス概要 (1997年設立当時)

	内容	ポイント
ライセンサー	松下(パナソニック)、ソニー、三菱電機、富士通、Philips、Scientific Atlanta、General Instruments、コロンビア大学	必須特許所有者は、誰でも参加可能(オープン)
ライセンスエージェント	MPEG LA, LLC (プール設立時ライセンサーによる合弁会社)	中立な独立法人が運用
対象特許	MPEG-2 必須特許 (中立な専門家が評価。特許リストは定期的に変更しWebで公開)	必須特許のみが対象。中立かつ透明性がある運用
許諾範囲	MPEG-2 規格の実施	規格の使用の範囲に限定(Field of Use)
ロイヤリティ額	\$4/台 \$0.04/タイトル	ライセンサーやライセンス特許数が増減しても、契約期間中はロイヤリティは増減しない
グラントバック	ライセンサー所有必須特許を、他のライセンシーに、同等のロイヤリティでライセンスする義務	ライセンサーとライセンシー間の互恵主義
ライセンス停止条項	MPEG-2必須特許でライセンシーがライセンサーを提訴した場合、当該ライセンシーは提訴相手への所有特許ライセンスを終結できる	

Copyright © 2011 Panasonic Intellectual Property Management Co., Ltd. All rights reserved. Panasonic ideas for life

ライセンスエージェントを中立にするために、設立メンバーのライセンサー7社1大学がそれぞれ出資して、どの会社のコントロールも及ばない独立の会社というものを作りまして、ここがライセンスを専門に運営するというようにしています。

対象特許は、MPEG-2の規格必須特許だけです。必ず使うもの以外のものを入れますと、抱き合わせ(タイピング)という形になりますので、必須特許のみが対象になっています。

許諾範囲も、その特許が必須となる範囲ということです。ですから、その規格のみです。このあたりが新しい概念で、Field of Use と私たちは呼びますがけれども、同じ特許であったとしても、これは MPEG-2 の規格を実施するためにのみライセンスされています。他の規格を使用する場合にはこのライセンスには含まれておりませんので、また別途ライセンスが必要になります。

ロイヤリティの額は、1台あたり、1タイトルあたり一定の固定額で、その商品の種類や商品の価格に関係しないという形で公平性を維持しています。当初は4ドル/台と4セント/タイトルでしたけれども、現在ではこれのほぼ半額という形になっておりまして、市場の変化、ポートフォリオの変化に対応していくところも、ここで考慮しています。



特許ロイヤリティは契約期間の間、ライセンサーが増え、特許数が増え、変動せずこのロイヤリティ条件を維持しています。

グラントバックとライセンス停止条項、これが互恵関係を規定している条項です。グラントバック条項では、ライセンサーがもし必須特許を持ってれば、一件当たり同等のロイヤリティ額でライセンサーや他のライセンサーにライセンスしてくださいねということを入れています。

ライセンス停止条件は、ライセンサーが、持っている必須特許でライセンサーを提訴した場合に、その提訴されたライセンサーは提訴したライセンサーとの契約に関して自身が保有する必須特許のライセンスを停止できるというものです。だからすべての契約が切れるわけではなく、20社あればそのうちの提訴された1社の特許だけが切れ、ライセンサーとライセンサーは対等に訴訟で争ってもらおうということが入っています。

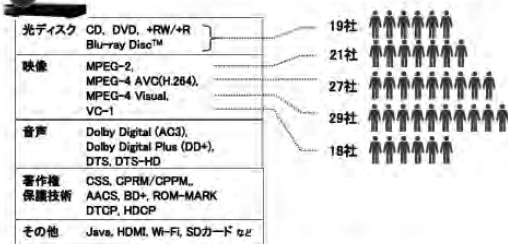
**既存の主要パテントプール**

技術分類	技術名	エーゼント	開始年月	技術分類	技術名	エーゼント	開始年月
ビデオ符号化	MPEG2	MPEG LA	1997/7	テレビ放送	DVB-T	S.I.SV.EL.	2001/7
	MPEG-4 Visual	MPEG LA	2002/11		DVB-MHP	Via Licensing	2007/2
	MPEG-4 AVCH264	MPEG LA	2004/6		OCAP	Via Licensing	2006/9
	VC-1	MPEG LA	2007/3		TV-Anytime	Via Licensing	2006/7
VC-1	MPEG LA	2007/3	ATSC		MPEG LA	2007/9	
オーディオ符号化	AAC	Via Licensing	2009/1	地上デジタル放送(B)	Uldage	2007/2	
	MPEG-4 SLS	Via Licensing	2009/1		CATV(B)	Uldage	2008/10
	G.729	Sipro	1998/3	通信	W-CDMA	3G Licensing	2004/10
	G.729.1	Sipro	2009/1		CDMA2000	S.I.SV.EL.	2009/6
パッケージメディア	DVD (DVD6C)	東芝(TDLS)	1999/6	無線	Near Field Communication	Via Licensing	2007/6
	DVD (DVD3G)	Philips	1999/2		IEEE 802.11	Via Licensing	2005/4
	Blu-ray Disc™	One-Blue	準備中	その他	IEEE 1394	MPEG LA	1999/2
	Blu-ray Disc™	東芝(TDLS)	2010/3		UHF RFID	S.I.SV.EL.	2010/8

MPEG-2が初めて1997年にプールライセンスという概念と新しいスキームを提案しまして、現在ではこれだけに増えています。

**累積ロイヤリティの課題**

■ Blu-ray™レコーダー搭載標準技術 ■ 標準技術の必須特許権者数の一例 (プール/共同ライセンスのライセンサー数)



- 1製品に、多数の標準技術を搭載 × 1技術標準に、多数の必須特許権者
- 二 各特許権者へのロイヤリティは低額でも、製品全体では高額化

1つ1つの規格についてはソリューションを提供できたのですが、先ほども言いましたように、1つの製品ということを見ますと、過去の規格とか他の規格が入ってきます。結果として、1つの製品に複数の規格標準が入ってしまして、さらに1つ1つの規格標準に複数の特許権者がいることで、さらなる累積ロイヤリティ問題が出てきます。ということで、さらに複数の規格をワンパッケージにした一括ライセンスというものができないかという取組みを検討中です。

**複数プールライセンスの一本化: one-blue**

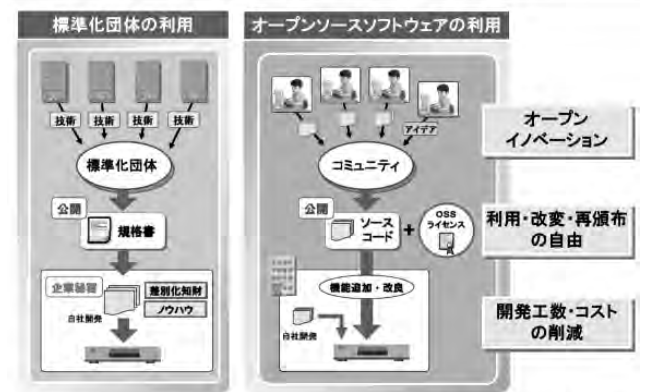
Blu-ray Disc™ 製品が対応する光ディスク規格のうち、DVD・CD各々に共同ライセンスプログラムが存在



共通ライセンサーが、3規格を包含する新プールライセンスを構築

**6. オープンソースソフトウェアの最近の動向**

**オープンソースソフトウェア(OSS)の特徴**



時間のほうがあまりありませんので、次のオープンソースソフトウェア (OSS) については少し飛ばさせていただきます。OSSというのはLinuxとかAndroid, AndroidはOSSではないという方もいらっしゃると思いますが、Google自体はOSSだとおっしゃっています。OSSというのはオープンに誰でもが参加できます。Free Software Foundationでは、4つの大きな自由というものを掲げていらっしゃいます。

プログラムを実行する自由、プログラムの動作を研究し修正する自由、コピーを再配付する自由、修正し

### オープンソースソフトウェアの利用拡大

■ 1製品内のオープンソフトウェア利用比率 (イメージ) ■ 非OSS ■ OSS

コンピュータ: MS Windows, MS Office, Internet Explorer, etc. OSS利用コンピュータ市場が登場

モバイル: Linux, Android, Linux WebKit, i/Pg, etc. 世界シェア最大のソフト基盤

家電のクラウド対応: ?

基盤技術のオープンソース化 → オープンソースソフトウェア利用が家電製品でも拡大

家電のパソコン化・クラウド対応 →

平成23年度 伊藤忠テクノソリューションズ 経営戦略発表会 2011年 4月 28日

たものを再頒布する自由。誰もがそれを自由に使って再配付できますよということです。その自由度が欲しいのであれば、あなたたちが寄与・貢献したことに対しても、同じように他の人に自由を与えなさい、という考え方が Free Software Foundation が提唱するコンセプトです。ですから、ロイヤリティは無償で自由に頒布させなさい、相手方がソースコードを入手できるようにしなさい、改変とか派生物というもの頒布できるようにして、それも利用分野を限定してはいけない、貢献したものについてちゃんと公開しなさい、というようなことがあります。

### オープンソースソフトウェアの長所・短所

	メリット	課題
知的財産	利用・改変・再頒布の自由	著作権情報の表示義務
	利用者間の“パテントヘブン”	自社特許活用の制限
		ソースコードの開示義務
開発	イノベーションの促進	品質保証なし
	開発工数・コストの削減	アップデート対応コスト
		ノウハウの開示
事業他	ベンダーロックインの回避	OSSライセンスの解釈
	上手な活用で事業拡大	事業差別化が困難

メリットがある反面、“見えないコスト”や事業競争力の確保が課題

平成23年度 伊藤忠テクノソリューションズ 経営戦略発表会 2011年 4月 28日

OSS がだんだん広がってくると、企業としては開発コストが削減できます。従来の標準化と違って、OSS の場合はそのものが実装されます。みんなが貢献をして、変更が激しくなりますので、ダイナミックにバージョンアップがなされる。それに対してどのように自分たちの商品を保証していくのかというような、メリットと課題が両方あります。OSS の活用というのは今後避けがたい、企業としては1つの大きな技術の流れなんですけれども、このオープンソースをどういうふうに入力していくのかというのが課題になっ

ています。

### オープンソースソフトウェアにおける知財戦略

自社の競争力の源泉をどこに置き、何で守るか？

Apple v. Samsung スマートフォン訴訟

2011年4月25日、AppleはSamsungを提訴  
SamsungのAndroid搭載スマートフォン等がAppleの知財権を侵害していると主張

特許: US 7,812,828, US 7,889,134, US 6,493,002, US 7,469,391, US 7,844,916, US 7,883,891, US 7,863,533

意匠: 商標

従来通り 特許権は重要 & 多様な知財を駆使し競争力を強化

市場形成: 安全, 優位性

標準化知財: 対抗知財, 防衛知財, 差別化知財, ノウハウ

特許 + 著作権, 意匠権, 商標権

平成23年度 伊藤忠テクノソリューションズ 経営戦略発表会 2011年 4月 28日

さらに OSS は差別化が難しくなってきます。そうすると、オープンソースソフトウェアにおいてどういう知財戦略をしていくのかというのが、これからの企業の課題になっています。私どももこうしたらいいという妙案は出てきておりません。これからどうしようかと思っている状況です。

ただ、今後の知財の活用の仕方を示唆する例として、Apple 様と Samsung 様の訴訟では、特許と意匠に加えて商標という、製品に化体しているすべての知財権が訴状に上がっています。

何をコア・コンピタンス (Core competence) にするのか、それを何で守るのかということが今、問われているという状況になっています。

## 7. 最後に

最後に、今後どうするのかということですが、我々としては、オープンとクローズドの戦略は従来どおり、調和を考えてやっていく。さらにグローバルな水平分業構造における競争環境というものを構築していく。不誠実なライセンシーへの対策ですね。規格のコ

### 変化する事業環境に相応しい知財戦略

オープン・クローズド戦略との調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術標準化による「協調」と差別化技術による「競争」のバランス</li> <li>オープン・イノベーションを活用した事業戦略・研究開発戦略との整合</li> </ul>
グローバルな水平分業構造における競争環境の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格コンプライアンスの仕組み作り、バリューチェーンの受益者の参加促進</li> <li>不誠実なライセンシーへの権利行使 (ライセンス未取得企業や粗悪品対策)</li> </ul>
多様化するソフトウェアビジネスへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な知的財産権を駆使して、事業の競争力の源泉を強化</li> <li>クラウドなどの事業環境の変化に対応</li> </ul>

モノづくり企業の事業競争力を強化

平成23年度 伊藤忠テクノソリューションズ 経営戦略発表会 2011年 4月 28日



ンプライアンスというのはこれまでどおりやっていかなければいけない。さらにこのように多様化するオープンイノベーションに対応していくこと、今後、クラウドなどを含めたものにどう対応していくのかということが、これから考えていかなければいけない知財戦略だと思っています。

最終的に弊社としましては、モノづくりにこだわり、モノづくり企業の事業競争力を強化していきたいと考えています。

時間が延長してしましまして、失礼致しました。ご清聴ありがとうございました。

(原稿受領 2011. 10. 3)

## バックナンバーのご案内

ご希望のバックナンバーの在庫をご確認の上、ゆうちょ銀行(00170-0-0059868 日本弁理士会)にて送付先を明記し、代金をお支払いください。ご入金を確認次第、「パテント」をお送りいたします。

宛先：日本弁理士会 広報・支援・評価室 パテント担当 1冊 840円(税込) + 送料 100円 = 940円

年	月号	バックナンバー内容
2008年	11	特集《審査・審判実務の実施》
	12	特集《事務所経営》
2009年	1	特集《国際出願 弁理士制度 110周年に寄せて》
	2	特集《支部の活動紹介(前編)》
	3	特集《支部の活動紹介(後編)》
	4	特集《知財流通・海外の審査動向》
	5	特集《第14回知的財産権誌上研究発表会》
	6	特集《弁理士会の新しい取組み》
	7	特集《バイオ・ライフサイエンス委員会》
	8	特集《著作権》《第14回知的財産権誌上研究発表会質疑応答の部》
	9	特集《中国》
	10	特集《欧州》
	11	特集《ビジネス関連発明》
	12	特集《特許審査手続における意見書と補正書》
2010年	1	特集《海外で活躍する知財プロフェッショナル》
	2	特集《日本弁理士会知的財産支援センター10周年》
	3	特集《日本弁理士会の附属機関及び委員会の紹介》
	4	特集《不正競争防止法》
	5	特集《第15回知的財産権誌上研究発表会》
	6	特集《座談会「進歩性判断の問題を探求する」》
	7	特集《バイオ・ライフサイエンス》
	8	特集無し
	9	特集《著作権》
	10	特集《新興国における模倣品対策(商標・不正競争防止法等を中心に)》
	11	特集《地方(西日本)における知財》
	12	特集《北海道における知財》
2011年	1	特集《調停・仲裁を活かせ!! <知的財産に「裁判外紛争解決」という発想>》
	2	特集《意匠》
	3	特集《発明の捉え方》
	4	特集《日本弁理士会 新旧会長対談 / ソフトウェア関連発明》
	5	特集《第16回知的財産権誌上研究発表会》
	6	特集《東南アジア・オーストラリアにおける知財》
	7	特集《特許制度の経済効果》
	8	特集《商標》
	9	特集《バイオ・ライフサイエンス》
	10	特集《ライセンス契約の実務》